

# 国立研究開発法人理化学研究所 仁科加速器科学研究センター 研究データの管理、公開、共有及び利用に関する実施ガイドライン（仁科加速器科学研究センター研究データガイドライン）

令和3年2月18日

仁科加速器科学研究センター

## 1. 目的

国立研究開発法人理化学研究所（以下、研究所）仁科加速器科学研究センターは、加速器研究基盤である RI ビームファクトリー（RIBF）を擁し、原子核基礎研究ならびに重イオン・RI ビームを用いた学際応用研究を推進すると同時に、RIBF の高度化・共用、国内外の研究機関とその研究者との連携を推進する。これらにより原子核・素粒子物理分野を進展させ、優れた研究人材の育成を行う組織である。

仁科加速器科学研究センター研究データガイドライン（以下、本ガイドライン）は、研究所が定める「研究データの管理、公開、共有及び利用に関する基本指針」（以下、基本指針）を継承し、仁科加速器科学研究センターに所属する研究者等が適切に研究データの管理が行えるよう、仁科加速器科学研究センターにおける研究データの取り扱いに必要な事項を定義することを目的とする。

## 2. 研究データおよび利活用データの定義

[研究データ] 基本指針において、研究データとは研究所の研究活動を通じて取得、作成されたあらゆるデータをいう。仁科加速器科学研究センターにおいては、すべての研究データを適切な方法により管理する。研究データには、観測機器、計測機器、撮像装置等の研究機器から生成され収集されたメタデータを含むデータ、研究者自身が計測、考案して作成したデータ等、研究データを加工して作成された二次的なデータが含まれる。しかしながら、研究データには研究ノート、論文、およびデータベースシステムやソフトウェアコンポーネント等の計算機上で実行されるプログラム類は含まれない。

[利活用データ] 基本指針の定義に従い、メタデータを含む研究データのうち、論文発表等に伴い公開が義務付けられたデータ（以下、論文データ）、利活用によって科学技術の発展に貢献できると研究所を代表して仁科加速器科学研究センターが判断したデータを「利活用データ」という。

[ローカル研究データ] 研究者あるいは研究プロジェクトが専ら使用し、第三者からアクセスできないデータ管理領域に置かれる研究データをローカル研究データという。ローカル研究データの管理媒体には、研究者が専ら個人で利用する計算機に接続された固定記憶装置、種々のディスクや非揮発性メモリを備えた記憶メディア、ネットワーク経由でのアクセスが可能で専ら利用者のみがアクセスできる記憶領域等が挙げられる。

[ローカル利活用データ] ローカル研究データのうち利活用データであるものをローカル利活用データという。

[公開共有フラグ] リポジトリに登録された利活用データについて、その公開先を指定するための情報を公開共有フラグという。基本指針に従い、公開共有フラグには、「非公開」、「所内限定公開」、「所内外限定公開」、「公開」が含まれる。

[データ生成者] 研究データを生成した者をいう。

[データ管理者] データ生成者により生成された研究データを、情報基盤や情報媒体を用いて管理する者をいう。データ管理者は上記データ生成者と同一の者であってもよい。また、研究所が整備する研究データリポジトリで利活用データを公開する場合は、情報基盤や情報媒体の管理を情報システム本部の担当部署に委託することができる。

[データ利用者] 利活用データを受け取り利用する者をいう。

### 3. 研究データリポジトリの選定及び利用

利活用データのみならず研究データの管理には、研究所が整備する研究データリポジトリまたは公共リポジトリを利用する。

仁科加速器科学研究センターは研究所が整備する研究データリポジトリの効率的な運用に協力すべく、仁科加速器科学研究センター内で産出される研究データの質や量を正確に計測できるよう努める。

#### 4. 研究データのリポジトリへの登録

研究の過程で産出、管理される研究データは、研究データの生成に始まり、共有や保管のためにリポジトリへの登録、データ公開、データ削除に至る一連の流れが典型的なライフサイクルとなる。このライフサイクルをより具体的に記述すると以下の通りとなる。

##### a. 研究データの生成

データ生成者により生成された研究データを、データ管理者がローカル研究データとして管理する。

##### b. 利活用データの選択

データ管理者がローカル研究データとして管理されている研究データから、保管・共有・公開の対象となるデータを利活用データとして選択し、ローカル利活用データを生成する。

##### c. リポジトリへの登録

データ管理者は、ローカル利活用データをリポジトリに登録を行う。登録の際、不用意にデータ公開が行われないよう、公開共有フラグは「非公開」を設定しておく。

##### d. 公開共有フラグの設定

後述の手続きにより公開共有フラグを設定する

##### e. データの削除

後述の手続きによりデータを削除する

研究データから利活用データを選択する際に、データ生成者およびデータ管理者が、データ保管あるいは他者とのデータ共有の必要性を、研究の状況、研究知財の管理、論文根拠としての必要性等を含む多様な側面から総合的に評価して判断する。公開に際しては所属長の許可を必要とする。利活用データとして選択されるデータは原則として論文で発表された研究データおよびその論文に関連する数値データ等の信頼性が担保されたデータとする。それらに加えて、

- ・共同研究で共有するデータ（ただし、公開範囲および期間に制限をつけた限定公開とし、原則的に仁科加速器科学研究センターに所属する者がデータ管理者となり管理をしていく。）

- ・宇宙観測データやゲノムシーケンス等公開が前提のデータ

などが挙げられる。

ローカル研究データ、ローカル利活用データについては、当該のデータ管理者が責任をもって管理する。それらデータをリポジトリ以外の情報基盤や媒体で管理する場合には、データ管理者が情報媒体の盗難、紛失、第三者からのアクセスを防止する措置、廃棄時のデータ漏洩対策を適切に施す。

## 5. 公開共有フラグの変更

公開共有フラグ「非公開」を付してリポジトリに登録された利活用データは、データ管理者が、公開共有フラグの変更を所属長の承認のもと行う。公開共有フラグは、対象となるデータ利用者の範囲が狭い順に列挙すると以下の通りとなる。

[非公開] データ管理者のみがアクセス可能なデータに付与される。

[所内限定公開] 研究所内のデータ利用者が読み込むことができるデータに付与される。所内公開範囲は一部の職員のみ限定する事もできる。

[所内外限定公開] 研究所内外を問わず、単数あるいは複数のデータ利用者を対象にしたデータに付与される。

[公開] データ利用者を限定せず、何人も読み込み可能なデータに付与される。

ここで、データ提供の手段については、データ特性等に応じて個別に選択する。常にネットワーク等を通じて読み込み可能な状態にしておく必要はなく、書面を通じて読み込み依頼を受け、情報媒体を用いて提供することも可能とする。

公開共有フラグは設定後、常に研究動向、利活用データの価値、共同研究の進展、公開の有効性等を総合的に勘案し、適切な設定となるよう努め、必要に応じた設定変更を所属長の承認の下でデータ管理者が行う。

## 6. 利活用データの公開猶予期間

利活用データは、所属長の承認を得て原則公開する。公開範囲は所内限定公開、所内外限定公開、公開を選択できるものとする。当該利活用データに関係する研究実施時に契約や取り決めがある場合には個別に対応する。論文データについては、論文掲載条件に論文データ公開猶予期間が規定されている場合には、当該規定に従う。

## 7. 利活用データの利用許諾

公開共有の範囲すなわち公開共有フラグと連動し、データ生成者の権利が侵害されないよう受取先に適切な利用許諾を示すよう努める。共同研究契約や MTA(Material Transfer Agreement)が締結されている場合には、それに従った利用許諾を求める。利用許諾の作成に当たっては、データ作成者やデータを参照する識別子を論文に掲載するように求める条文を含める等、論文の読者が引用元データを参照できるよう配慮する。論文の本文や謝辞に提供元情報の掲載を義務付ける利用許諾も考えられる。一方、多くのデータ利用者にデータを提供したい場合には、オープンデータに適した利用許諾、例えばクリエイティブコモンズライセンスを利用する。

## 8. 利活用データの免責事項

データ管理者が利活用データを公開する際は、以下の通り仁科加速器科学研究センターの免責事項を周知しなければならない。

- a. 仁科加速器科学研究センターでは利活用データについて、その内容の完全性・正

確性・有用性・安全性等については、いかなる保障をするものではない。

b. 利活用データを利用したこと、利用できなかったこと、利活用データを用いてデータ利用者が下した判断および起こした行動によりいかなる結果が生じた場合においても、仁科加速器科学研究センターは一切責任を負わない。

c. データ利用者による第三者の権利侵害および当該データ利用に起因して発生した一切の損害についても、仁科加速器科学研究センターは責任を負わない。

d. 利活用データの情報は、あくまでも利活用データ登録時点における情報であり、すべての利活用データについて事前の予告なく内容等の改編や削除、公開の中止を行う場合がある。

また、公共リポジトリに登録する場合は、同リポジトリを運営するものが定める免責事項に準じるものとする。

## 9. 利活用データの保管期間とリポジトリでの管理方法

基本指針が定めるリポジトリに登録される利活用データの保管期間は、登録されてから原則 10 年間以上である。利活用データ保管期間中に利用価値が変動することが想定されるため、データ管理者は定期的によりポジトリに登録された利活用データを確認し、当該データに適合した公開共有フラグと利用許諾の設定に努める。

## 10. 公共リポジトリの利用

公共リポジトリの利用の利用が適切な場合には、公共リポジトリが定めるデータ公開期間や利用許諾を確認し、データを登録すること。この際、メタデータを含むデータ公開に関する情報については研究所が整備するリポジトリから参照できるよう努める。

## 11. メタデータの付与

仁科加速器科学研究センターは、基本指針に則り、オープンサイエンスや研究データ利活用推進のため、データ生成者およびデータ管理者にメタデータを付与するよう求める。データ公開を緊急に行う場合、詳細なメタデータの付与に時間を要する場合には、データ生成者等の最低限のメタデータを付与してデータを先行的に公開することも許容される。

## 12. データ管理者の転出対応

リポジトリに登録された利活用データの管理は、データ管理者が責任を持って行う。データ管理者が研究所から転出する場合や管理を請け負う部署が廃止された場合は、データ管理を引き継ぐ体制を選定すること。誰も管理責任を負えない場合は公開フラグを非公開とし、データの処遇について協議を行う。

## 13. データの削除および修正

基本指針に従い、メタデータを含む利活用データは10年間を保管期間とし、保管期間終了後は削除する。しかしながら、学術上の重要性を鑑みて保管期間を延長することが望まれる場合には、所属長の承認を得て、期限をつけて保管期間を延長する。

他方、保管期間前に削除あるいは修正することが妥当と判断される利活用データは、妥当性を結論づける理由を添えて所属長の許可を得たうえでリポジトリから削除あるいは修正を行う。この際、削除および修正の理由を公開するよう努める。

データの削除においては、データとそのメタデータとは必ずしも一体のものとして同時に削除する必要はなく、それぞれ適切な削除計画を立てるよう努める。

## 14. 研究者等の評価

当ガイドラインに定める手順に基づき利活用データを公開する事で、仁科加速器科学研究センターが推進する研究に貢献した者について適切な評価を行う。

以 上